

新年を迎えて

皆様にはご健勝で新年をお迎えのことと存じます。新しい年がすばらしい1年になりますよう、本年も普及員の皆様と力を携えて、関係業務に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

さて、最近の情勢と今年の展望ですが、まず新規就農につきましては、新規就農青年の数が年間1万1900人（平成15年）と順調に推移していますが、目標に対しては今一歩という状況が続いています。農業法人等への就農にも着目し、平成15年度からは、厚生労働省とタイアップして「農林業をやってみようプログラム」を展開するほか、昨年は青年等就農促進法を改正し、農業法人向けの就農支援資金の貸付や、無料職業紹介機能の強化を図ることとしたところです。このように農業法人等への就農促進のためにツールは整ってきています。今後はこれをうまく活用していただけるようにしていくとともに、来年度に向けては、無料職業紹介の全国ネットワーク化、農業技術能力評価制度の検討も手がけてまいりたいと考えています。

農業研修教育については、農業を担う人材育成の観点から、ニーズに応じた高度化、多様化を図っていく必要があります。行政改革の一環により、独立行政法人農業者大学校については昨年末に見直しの方向（現農業者大学校は廃止、事務事業の内容を見直しの上、農業・生物系特定産業技術機構へ移管）が決定され、平成18年度からの新制度に向け今後具体的な検討を進めていくことになりましたが、併せて、道府県農大、民間教育機関、さらには農業高校も視野に入れ、文部科学省とも連携しつつ、それぞれが役割分担を図りながら、効率的・効果的な研修教育体制を構築していくことを念頭に置いていきたいと考えています。

男女共同参画については、今年は政府の男女共同参画基本計画の見直しの年に当たると同時に、1995年に北京で開催された第4回世界女性会議から10年目の節目の年にもなることから、内外での議論の高まりが予想されます。女性起業のめざましい増加など農業分野での女性の活躍はいま注目を集め、評価されはじめていると思います。農業における女性の経営参画をさらに後押しするため、引き続き女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修、女性認定農業者の拡大や家族経営協定の締結を推進するとともに、農業分野の取組には他のモデル、リーディングケースとなるものが数多くありますので、その積極的な発信にも力を入れていきたいと思っております。

普及員だより

茨城県常陸太田地域農業改良普及センター 矢島 めぐみ

「花き部門の新規就農者」について考えること

私は当地域の担当になって3年目で、通算すると行政2年+普及員経験10年目の普及員です。この地域に異動する前、行政では主に新規就農者対策等の担当をしておりました。その時は、新規就農者の育成について就農計画も含め、経営が確立するまでのフォローアップなど段階的な育成が必要と誰もが考えていた訳です、そのための現場の普及センターの役割は重要であると・・・しかし、現場に復帰してみても思うことは、新規就農者だって様々な人種がいるということであり、その対応は筋書きどおりにはいかないということです。

管内の新規就農者の特徴的な例をあげます。

①「Sさんの例」

Sさんは40代前半、会社をやめて5年前に花壇苗経営で就農しました。私が異動してきたときはもう就農していたわけなのですが、巡回などで行くといつも愚痴ばかりでした。奥さんも子供もいるのですが、定職についている奥さんの収入で暮らしており、家でも肩身の狭い立場にあるとの事。Sさんが就農する前は花壇苗単価がまだ良かったため、10a程度のハウス規模で始めていました。

ハウス規模を少しでも増やせればと、JAの水稲育苗ハウスのあいているところを紹介したところ、ハウスに草が繁茂しているのをみてすぐあきらめる始末、ただでさえ生産量が多いとは言えないのに、出荷した市場の単価をみては一喜一憂し、単価が低ければ出荷をすぐやめてしまう。観葉植物を生産している研究会グループが一旦は所属したものの、仲間と意見が合わずやめてしまいました。

目先の事しかみえなくなっているの、話しをすればするほど迷い込むようで、「野菜に転換した方がいいですかね。」「農産加工なんてどうですかね。」「育種をやってみたいんですけど。」一体、Sさんは何がやりたくて就農したんでしょうか。

農業を担うべき者の育成
普及指導活動

14日：全日
14日：全日

※受験者個別の時間割については、送付済みの日程表で御確認下さい。
※最終合格発表は平成17年2月4日(金)の官報に掲載(予定)して行うとともに、第二次試験の全受験者に可否の通知をすることとしています。

～普及課ホームページに資格試験情報を掲載しました～

普及課ホームページに平成12年度から16年度までの専門技術員資格試験審査課題を掲載しました。来年度からは普及指導員資格試験となりますが、普及指導という観点からは変わらない出題も想定されますので、参考にしてください。

また、後日、専門技術員資格試験の最終合格者の専門項目及び受験番号などの情報についても掲載を予定しています。

普及課ホームページは、
<http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/fukyuuka/newsite/index.htm>
をご覧ください。



【鳥獣害防止対策に関する研究会開催のお知らせ】

野生鳥獣による農作物被害が深刻化する中、地域農業の課題として普及センターの関与が求められる場面も多くなっているのではないのでしょうか。

そこで、今年度は、普及職員の鳥獣害防止対策に関する知識を深め、関係機関と普及センターの連携による鳥獣害防止対策の円滑な推進を通じた地域農業の振興に資するため、鳥獣害防止対策に関する研究会を、地方農政局等が行っている鳥獣害シンポジウム等との連携を図りつつ実施しております。

開催場所、主催者、日程は以下のとおりです。普及職員や関係者の皆様の積極的なご参加をお待ちしております。(詳細は主催者にお問い合わせください)

①東京会場：「鳥獣害防止対策に関する研究会」(予定)

主催：農林水産省経営局普及課
日程：17年2月9日(水)～10日(木)

②福井会場：「全国鳥獣害のない里づくりシンポジウム」及び「平成16年度東海・近畿・北陸地区鳥獣害防止対策研修」(予定)

主催：福井県、東海農政局・近畿農政局・北陸農政局等
日程：17年2月15日(火)～16日(水)
※農政局管内の府県だけでなく、全国の普及職員が参加できます。

(参考)岡山会場(16年12月9日～10日に実施済)

「平成16年度鳥獣害シンポジウム」
主催：中国四国農政局及び近畿中国四国農業研究センター
詳細については、下記をご覧ください。
<http://www.chushi.maff.go.jp/chojyuu/index.htm>
※11府県から普及職員21名が参加しました。



【農業改良資金最新貸付事例紹介】

普及員の方々から、他の地域での農業改良資金の貸付事例を参考にしたいので、教えて欲しいという意見が多く寄せられます。

前号に引き続き、資金の最新貸付事例を紹介することとしました。
特に、農業改良措置を行う理由に注目して農家の貸付相談等、参考にさせていただければと思います。

『酪農専業から黒毛和牛の繁殖部門を取り入れた複合経営』

1. 地域の概要

この地域は農家戸数は515戸、平均耕作面積は15haである。河川流域の平坦地には水稻を主体とする経営、丘陵地帯や沿岸地帯では軽種馬、酪農および肉牛を基幹とする経営が行われている。

2. 借受の動機

草地面積17ha、乳牛飼養頭数47頭、労働力夫婦2名の経営である。経営主は地域内では農地賃貸や購入などにより酪農部門の規模拡大が難しいことから、新たに黒毛和牛素牛生産を経営に取り入れ複合化を図ることにした。また、受精卵移植を活用して優良素牛の生産を検討した。

3. 導入した機械、施設等

	事業費	借受額
畜舎新築 1式	4,000千円	4,000千円

4. 事業実施の状況及び今後の目標

肉牛部門を確立するために肉用牛舎（117㎡）を建設し経営の安定を図った。また、自己資金で購入した黒毛和牛（繁殖牛3頭）を導入し、これを採卵ドナー牛として自家乳牛に受精卵移植を行っている。今後、受精卵移植により優良な素牛生産が計画的に出来るよう採卵ドナー牛の飼養管理技術の向上を行うほか、繁殖障害をおこさないよう適切な管理を行い、安定な経営を目指したい。

『フィルム包装機による出荷時の鮮度保持』

1. 地域の概要

この地域は標高1000～1400m地帯で、6月から9月の夏場のレタスを主体とした葉洋菜産地である。総農家戸数約700戸で一戸あたりの耕地面積は約270a、耕地利用率は約150%と高い。

2. 借受の動機

レタスを中心とした露地野菜栽培（550a）を行ってきたが、ハウレンソウやミズナなどの新たな作物を導入することによって経営改善を図ることとした。栽培にあたっては、無農薬・減農薬によるとともに、契約出荷先（生協・量販店）までの鮮度を保持するため、鮮度保持フィルムの包装機を導入することとした。

3. 導入した機械、施設等

		事業費	借受額
フィルム包装機	1台	2,835千円	
デジタル計量計	1台	126千円	
合 計		2,961千円	2,900千円

4. 事業実施の状況及び今後の目標

鮮度保持フィルムの包装機を導入し、鮮度を保持したハウレンソウ等を、生協などの契約先へ出荷している。今後は、レタス中心の生産から、ブロッコリーやチンゲンサイへの転換を図りたい。これらについても、フィルム包装機の活用によって、生産物の差別化による有利販売を図っていきたい。

◇◆◇農村振興局から◇◆◇
土地改良事業地区における優良な営農推進事例を表彰

農村振興局と全国土里ネット（全国土地改良事業団体連合会）では、平成4年度から「土地改良事業地区営農推進優良事例表彰」を行っており、今年度は去る12月9日に、加治屋大臣政務官出席のもと東京都内でその表彰式典を開催しました。

本表彰は、国営土地改良事業によって整備された農地、農業用水等を有効活用し、安定した農業経営を展開している農家集団及び積極的な支援を行っている地区営農推進組織を表彰し、その取組を広く全国に紹介するものです。

農林水産大臣賞には、鹿児島県の「徳之島地域総合営農推進本部」が、また、農村振興局長賞2団体などが選ばれました。

「徳之島地域総合営農推進本部」は、徳之島3町の関係機関、徳之島農業改良普及センターがその中心的役割を果たしながら、国営かんがい排水事業「徳之島用水地区」の営農展開を支援、新規作物導入や栽培技術向上、販路拡大、新規就農者育成等といった取組が認められ大臣賞に輝きました。

受賞団体の概要については、
<http://www.maff.go.jp/nouson/sigen/home/index.htm>
のトピックスをご覧ください。

I N F O R M A T I O N

《土壌病害防除と苗の徒長防止に効果のある新しい生物農薬》生研センター

1. 新しい生物農薬はどのようなものか

ここで紹介するのは、2種類の細菌（シュードモナス フルオレッセンス）を赤玉土、パーミキュライトなどと混合して育苗培土に製剤化した微生物農薬で

す。
この細菌は、トマトなどの幼根についた傷の部分から根の中に侵入して、根の中で増殖します。その結果、植物に抵抗力がついて土壌中の病害菌に感染しにくくなります。また、この細菌は、幼苗期以外は茎部へ移動することはありませんので収穫物に影響を与えることはありません。この微生物農薬はセル苗元気（商品名）として販売されています。

2. どのように使用するのか

通常は、セル成型育苗時の育苗培土として使用（播種使用）します。セル成型トレーに本剤を均一に入れ、種子を播き、パーミキュライトで覆土して、灌水します。

また、挿し木時の挿し床土として使用（挿し木使用）することもできます。

3. 防除効果が期待できる野菜と病害

現在、播種使用ではトマト・ミニトマトの青枯病、根腐萎凋病の防除に、また、挿し木使用ではトマト・ミニトマトの青枯病の防除に使用することができます。本剤を用いたセル苗をほ場に定植した後、これらの土壌伝染性病害に防除効果を発揮します。

4. 育苗時の徒長防止効果

播種使用では、茎葉部にアントシアニンのような物質が蓄積し、育苗期の苗の地上部生育が抑制されて小型苗となります。特に高温育苗期の地上部生育抑制に効果があります。鉢上げ（移植）およびほ場への定植後は生育が旺盛となり収穫物への悪影響はありません。

5. 熱水土壤消毒と組み合わせると防除効果が高まる

独立行政法人中央農業総合研究センターの研究成果では、臭化メチル代替技術として普及しつつある熱水土壤消毒と本剤によるセル苗を組み合わせると、トマトの萎凋病に防除効果が認められています。残念ながらトマト萎凋病に対しては農薬登録されていません。

6. 以下のような効果もあります

本剤で育苗したセル苗を直接ほ場に定植する産地が増えつつあります。また、土壌伝染性病害や濃度障害が甚発するほ場では、接木苗に本剤を使用すると効果的です。

一方、このセル苗は保存できるので、降雨の影響や前作の収穫時期の変動がある場合には、定植時期を調整することができます。

7. おわりに

この研究成果は、企業に研究開発を委託して行ったガット・ウルグアイランド対策研究開発の成果です。臭化メチル代替技術として期待されています。詳しい情報を知りたい方は、下記に示す生研センターのホームページの「研究開発の成果の普及」をご覧ください。また、製品についての詳しい情報は下記の企業までご連絡下さい。

問い合わせ先

- 1) 生物系特定産業技術研究支援センター（生研センター）
<http://brain.naro.affrc.go.jp/tokyo/>
TEL：03-3459-6568（古川嗣彦）
- 2) 多木化学株式会社 研究所（兵庫県加古川市別府町西脇64-1）
<http://www.takichem.co.jp/>
TEL0794-36-0284（前川義雄）

編集後記

新年あけましておめでとうございます。
振り返ってみますと昨年は、普及事業関係者にとっては激動の一年であったと思います。

昨年5月には、第159回通常国会で、農業改良助長法の一部を改正する法律（平成16年法律第53号）が成立しました。この改正は、昭和27年から続いている、普及職員の資格を専門技術員と改良普及員の2種類に分けている現行制度を廃止し、新たに普及指導員という資格に一元化すること等を内容とする非常に大きな改正でした。

その改正法が成立し、やっと一息という矢先に、地方六団体より補助金改革案が提出され、政府内において三位一体改革の検討が本格化していきました。この地方六団体の改革案には、協同農業普及事業交付金も廃止補助金としてリストアップされていたため、三位一体の改革の結果のいかんによっては、普及事業の制度の存続自体も危ぶまれるような事態となりました。農林水産省内においても、連日、今後の普及事業がどうあるべきか、そしてその中で、国と地方との役割分担をどう考えていくかといったことについて、様々な視点からの検討が行われました。

結局、昨年11月に決定された三位一体の改革の全体像において、協同農業

e-普及だよりメルマガ版第9号.txt

普及事業交付金については、平成18年度までにその額を大幅に削減し、税源移譲することとなりました。制度そのものは残ったものの、この決定は普及事業関係者にとって、非常に厳しい結果となりました。

普及事業にとっては、今後も厳しい状況が続くことが予想され、真に農業者から必要とされる普及事業のあり方について、さらに検討を進めていかなければならないと考えております。このような検討に当り、現場の最前線で普及指導に携わっておられる普及職員の皆様方からも忌憚のない御意見をお聞かせいただければ幸いです。

それでは、本年もよろしく申し上げます。

文責：e-普及だより編集委員 ○

なお、このメールマガジンに関するご意見・ご要望などがございましたら、下記までご連絡願います。

e-fukyu@nm.maff.go.jp

03-3502-8111 (4278)

バックナンバーは、普及課ホームページ

<http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/fukyuuka/newsite/index.htm>

から閲覧できます。

*** ご注意 ***

メールマガジンに記載したURLで、一部PDF形式のものがあります。PDFファイルをご覧頂くためには、農林水産省ホームページにある「Get Acrobat Reader」のボタンでAcrobat Readerをダウンロードしてください。
